

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時
開場 午前9時30分

開催場所

東京都新宿区四谷1丁目6番1号
YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E

株主の皆様へのお願い

- 書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。ご来場の方へのお土産はご用意しておりません。

【議決権行使期限】2026年6月22日（月曜日）午後5時30分
（到着分または入力完了分）まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/2676/>



議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件
- 第4号議案 定款一部変更の件

目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	
第75回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	42
監査報告	53
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	59
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	60
第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件	66
第4号議案 定款一部変更の件	80

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第75回定時株主総会を2026年6月23日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月



代表取締役社長

井出 尊信

(証券コード 2676)

2026年6月1日

(電子提供措置の開始日 2026年5月25日)

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目6番1号
高千穂 交 易 株 式 会 社
代表取締役社長 井 出 尊 信

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://corp.takachiho-kk.co.jp/ir/library/soukai/>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2676/teiji/>

なお、本株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着または入力完了するよう議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1.第75期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第75期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案：剰余金の処分の件
第2号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案：当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件
第4号議案：定款一部変更の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合（推奨）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分到着分まで

※ 各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

インターネット等で議決権を行使される場合（推奨）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月23日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに回復しております。ただし、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などにも注意する必要があります。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を見据え、『注力事業への重点投資による事業成長』と『お客様伴走型で共に新しい未来と価値を創造』を基本方針として、事業戦略を推進しております。

事業戦略として、「ロイヤルカスタマー戦略の進化」、「サービスビジネスの成長」、「新規事業・グローバル事業の強化」、「成長投資60億円の実行」を掲げ、事業の拡大を図っております。

具体的には、ビジネスセキュリティセグメントでは、主要商品である商品監視システム、CCTVや入退室管理システムや新しく取り扱いを開始したサイバーセキュリティシステムなどセキュリティ商品の販売強化や付加価値強化、及び顔認証システムなどの画像認識やRFIDシステム、省人化システムなどのリテールソリューションの拡大を図っております。また、MSPサービスや万引情報配信プラットフォームなどのクラウドサービスに加え、AI技術が搭載された統合セキュリティソリューションの拡販も強化しております。

他方、エレクトロメカニクスセグメントでは、エレクトロニクス事業においては主に通信インフラ市場、IoTを主とした産業機器市場、プリンター等ビジネス機器市場やアミューズメント市場への拡販及びソリューションビジネスの拡大、及び東南アジア市場への拡販、またメカニクス事業では、引き続き成長が見込まれる半導体製造装置等の産業機器市場、国内、及び北米へのキッチン等の住宅設備向け機構部品の販売、アミューズメント市場への拡販やユニット商品の開発などに注力しております。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高は、データセンターやオフィス向けセキュリティシステムの成長によりビジネスソリューション商品類の販売が好調に推移したことなどにより、前期比5.0%増の295億10百万円となりました。

損益につきましては、上記理由により、営業利益及び経常利益は上場来最高益を更新し、営業利益は前期比0.9%増の20億98百万円、経常利益は外貨建取引の為替差益、及び当社が出資するベンチャーキャピタルファンドにおいて投資先のEXITに伴う投資事業組合運用益を計上したことなどから、前期比20.1%増の24億8百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損を特別損失として計上したことなどから、前期比2.9%減の14億15百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

当連結会計年度より、「クラウドサービス&サポートセグメント」と「システムセグメント」を、「ビジネスセキュリティセグメント」として統合しました。これは、クラウドサービス事業の拡大は一定の成果を得られたことと、セキュリティ市場というターゲット市場の明確化を目的にしたもので、セキュリティ市場への販売を強化してまいりました。

デバイスセグメントにつきましても、事業の内容をより分かりやすくするため、「デバイスセグメント」を「エレクトロメカニクスセグメント」へ名称を変更しております。

また、前期比較につきましても、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

[売上高の内訳]

セグメント区分 / 商品類		当期売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
ビ ジ ネ ス セ キ ュ リ ティ	リテールソリューション	4,251	14.4	122	3.0
	ビジネスソリューション	5,455	18.5	711	15.0
	グ ロ ー バ ル	3,627	12.3	684	23.3
	保 守 サ ー ビ ス	1,818	6.2	▲75	▲4.0
計		15,152	51.3	1,443	10.5
エレクトロ メカニクス	エレクトロニクス	9,127	30.9	▲87	▲0.9
	メ カ ニ ク ス	5,231	17.7	55	1.1
計		14,358	48.7	▲31	▲0.2
合 計		29,510	100.0	1,412	5.0

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【ビジネスセキュリティセグメント】

ビジネスセキュリティセグメントの売上高は、前期比10.5%増の151億52百万円、営業利益は前期比21.6%増の14億2百万円となりました。

リテールソリューション商品類は、アパレル向けにRFIDシステムや監視カメラの大型案件が好調に推移し、売上高は前期比3.0%増の42億51百万円となりました。

ビジネスソリューション商品類は、データセンターやオフィス向けに入退室管理システムや監視カメラシステムが好調に推移し、売上高は前期比15.0%増の54億55百万円となりました。

グローバル商品類は、防火システムの大型案件やオフィス向けセキュリティシステムが好調に推移し、加えて円安による円換算収益増加などにより売上高が増加し、前期比23.3%増の36億27百万円となりました。

保守サービス商品類は、一部製品の保守終了の影響で、前期比4.0%減の18億18百万円となりました。

【エレクトロメカニクスセグメント】

エレクトロメカニクスセグメントの売上高は、前期比0.2%減の143億58百万円、営業利益は、円安による仕入コスト増加や営業要員等の成長投資による販管費増加により前期比24.9%減の6億95百万円となりました。

エレクトロニクス商品類では、コンシューマ向け電子部品の販売が好調に推移した一方で、車載機器・モジュール向け販売が低調に推移したことで、売上高は前期比0.9%減の91億27百万円となりました。

メカニクス商品類では、キッチン向け企画開発品やオフィス向け機構部品の販売が好調に推移し、売上高は前期比1.1%増の52億31百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほ銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

また、運転資金の調達を目的として、株式会社みずほ銀行より短期借入金として5百万米ドルの資金調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2025年3月21日に公表した中期経営計画2025-2027『Security. Solutions. Synergy. ～ビジネスセキュリティ×エレクトロメカニクスで、進化の最先端へ～』のもと、企業価値を高め、事業成長を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

- (1) 新たな事業変革に向けた成長
- (2) 資本収益性の向上
- (3) 新中期経営計画を支えるサステナブル経営の推進

詳細につきましては、中期経営計画にて記載のとおりとなります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2023年3月期)	第73期 (2024年3月期)	第74期 (2025年3月期)	第75期 (2026年3月期)
売上高 (百万円)	23,360	25,224	28,098	29,510
経常利益 (百万円)	1,588	1,835	2,004	2,408
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,205	1,437	1,458	1,415
1株当たり当期純利益 (円)	67.34	79.23	79.10	75.88
総資産 (百万円)	22,133	22,963	23,459	25,698
純資産 (百万円)	16,432	16,835	16,834	17,594

- (注) 1. 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。また、下記の役員向け株式給付信託に係る当社株式についても、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。なお、自己株式数には役員向け株式給付信託に係る当社株式を含めております（2023年3月期122,010株、2024年3月期115,800株、2025年3月期115,800株、2026年3月期58,612株）。
3. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。なお、下記に記載しているセグメント名称は、各期において使用していた報告セグメントの名称を記載しております。
- (1) 第72期は、デバイスセグメント及びクラウドサービス&サポートセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記理由により上場来最高益を更新し増益となりました。
 - (2) 第73期は、デバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記理由により上場来最高益を更新し増益となりました。
 - (3) 第74期は、クラウドサービス&サポートセグメント及びデバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記理由により上場来最高益を更新し増益となりました。
 - (4) 第75期は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
マイティキューブ株式会社	100百万円	100%	R F I D関連機器及びICタグ、セキュリティシステムの開発・製造及び販売
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED	715千香港ドル	100%	半導体・IC/電子部品、機構部品、住宅収納ユニットの提案、販売
提凱貿易(上海)有限公司	4,270千人民元	100%	半導体・IC/電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand)Ltd.	334百万タイバーツ	100%	セキュリティ・防火システムの設計・設置・販売及びサービス
Guardfire Limited	20百万タイバーツ	100%	高度防火システムの設計・販売
Guardfire Singapore Pte. Ltd.	2,600千シンガポールドル	100%	高度防火システムの設計・販売
Takachiho America, Inc.	200千米ドル	100%	商品開発、事業開発、機構部品の販売

- (注) 1. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITEDの100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。
3. Guardfire Limitedの議決権比率は、当社子会社であるTK Fire Fighting Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。

7. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社9社、非連結子会社1社の合計11社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに設置・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

<ビジネスセキュリティセグメント>

(リテールソリューション商品類)

商品監視システム・映像監視システム（監視カメラ・監視映像記録装置）・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンター・AI技術を使った万引き検知システムや、省人化対策を目的とした店舗管理機器、及び物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器のシステム設計・販売、設置、システム全般の運用支援サービス、などを行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

(ビジネスソリューション商品類)

クラウドサービス（MSPサービス含む）及びクラウド型無線LANシステム等の販売、入退室管理システムやネットワーク関連機器及び商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、郵送物の封入封緘を行うメールインサートシステム（封入封緘機）など、最新エレクトロニクス技術応用システムの機器の設計・構築及び設置・販売等をオフィスビル・データセンター・工場などの企業関連施設に向けて行っております。

(グローバル商品類)

高度防火システムの設計・構築及び機器の設置・販売を、オフィスビルや商業施設、ならびに発電エネルギー関連プラント、天然ガス・石油化学工業プラントなどに向けて行っております。

(保守サービス商品類)

ビジネスセキュリティセグメントで取扱う各商品類の保守・システム運用受託（アウトソーシング）及び運用監視サービスを行っております。また、迅速な対応により顧客満足向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

<エレクトロメカニクスセグメント>

(エレクトロニクス商品類)

アナログICを中心とする各種半導体や、シリコンマイクなどのセンサー、電子部品に関する販売及びコンサルティング（電子機器設計支援）を行っております。産業用エレクトロニクス機器、I P - P B X（構内交換機）やスマートフォン等の情報通信機器など、広範な分野で使われております。

(メカニクス商品類)

スライドレール・ガススプリング・ソフトクローズダンパー・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのATM等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガススプリング・キー）、システムキッチンの引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
ビジネスセキュリティ		
リテールソリューション商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム等のシステム設計、販売、各種システム設計・設置、小売店舗・物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器	当社 マイティキューブ(株)
ビジネスソリューション商品類	クラウドサービス（MSPサービス含む）及びクラウド型無線LANシステム等の販売・入退室管理システム、映像監視システム、ネットワーク関連機器、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、メールインサーティングシステム（封入封緘機）等の販売、各種システム設計・設置	当社
グローバル商品類	高度防火システム等の販売・設計・構築・設置	Takachiho Fire, Security & Services(Thailand) Ltd. Guardfire Limited Guardfire Singapore Pte.Ltd.
保守サービス商品類	ビジネスセキュリティセグメントの各商品類に関するシステム保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス	当社
エレクトロメカニクス		
エレクトロニクス商品類	各種半導体（アナログICなど）、センサー（シリコンマイクなど）、電子部品の販売	当社 TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED 提凱貿易（上海）有限公司
メカニクス商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社 TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED 提凱貿易（上海）有限公司 Takachiho America, Inc.

(注) 商品・専門語等用語について

- (1) セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
- (2) クラウド型無線LANシステム：インターネット上で無線LANの接続ポイントの管理ができるシステム。
- (3) RFIDタグ：商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。
- (4) 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。

- (5) スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
- (6) ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの。
- (7) ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

8. 主要な事業所（2026年3月31日現在）

(1) 当社

- ① 本社 東京都新宿区
- ② 支店
 - 大阪支店 大阪府大阪市北区
 - 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- ③ 営業所
 - 札幌営業所 北海道札幌市中央区
 - 九州営業所 福岡県福岡市博多区

(2) マイティキューブ株式会社

本社 東京都新宿区

(3) Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.

本社 タイ バンコク

(4) TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED

本社 中国 香港

(5) 提凱貿易（上海）有限公司

本社 中国 上海

(6) Guardfire Limited

本社 タイ バンコク

(7) Guardfire Singapore Pte.Ltd.

本社 シンガポール

(8) Takachiho America,Inc.

本社 米国 イリノイ州

9. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
ビジネスセキュリティ	326 (26)
エレクトロメカニクス	72 (4)
全社共通	134 (16)
合計	532 (46)

(注) 従業員数には臨時従業員も含まれており、()内は臨時従業員の年間の平均人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
319(31)名	69名増	41.4歳	14.3年

(注) 従業員数には臨時従業員も含まれており、()内は臨時従業員の年間の平均人数であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	5百万米ドル
株式会社三菱UFJ銀行	0円
株式会社三井住友銀行	0円

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入金限度額5億円のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行と締結しております。

II 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 20,343,600株 (うち自己株式1,629,766株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 18,846名

5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 マースグループホールディングス	1,608,000株	8.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,266,400	6.76
セ コ ム 株 式 会 社	900,000	4.80
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	601,200	3.21
株式会社 マーストーケンソリューション	530,000	2.83
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	432,000	2.30
公 益 財 団 法 人 高 千 穂 交 易 奨 学 財 団	400,000	2.13
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	400,000	2.13
高 千 穂 交 易 従 業 員 持 株 会	397,649	2.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS N O N T R E A T Y A C C O U N T	336,000	1.79

- (注) 1.当社は、自己株式1,629,766株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には役員向け株式給付信託に係る当社株式34,300株を含めておりません。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。
- 2.上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、1,266,400株であります。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

前中期経営計画 (2023年3月期~2025年3月期) に係る業績連動型株式報酬として、取締役4名に対して、当社普通株式51,000株を交付しております。なお、社外取締役及び監査役は、当該株式報酬の付与対象者ではありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	重要な兼職の状況
井出 尊信	代表取締役社長	公益財団法人高千穂交易奨学財団 理事長
植松 昌澄	取締役	
串間 和彦	取締役	株式会社アルチザネットワークス 社外監査役
絹川 幸恵	取締役	株式会社名古屋銀行 社外取締役 リケンテクノス株式会社 社外取締役 監査等委員 日産化学株式会社 社外監査役
辰己 一道	取締役 常勤監査等委員	
千葉 彰	取締役 監査等委員	公認会計士
木崎 孝	取締役 監査等委員	弁護士

- (注) 1. 串間和彦、絹川幸恵、千葉彰、木崎孝の各氏は社外取締役であります。
2. 串間和彦、絹川幸恵、千葉彰、木崎孝の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の社内からの情報収集の円滑及び内部監査部門との連携の実効性の確保のため、辰己一道氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 井出尊信氏が兼職している公益財団法人高千穂交易奨学財団は、2024年4月19日に当社が設立した法人であります。串間和彦、絹川幸恵の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 千葉彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、上記全ての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しております。
7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
8. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害は補填されません。
9. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
井出 尊信	社長執行役員	
植松 昌澄	常務執行役員	
平田 嘉昭	常務執行役員	グループ事業推進室長 兼 TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED 董事総経理 兼 名古屋支店長
市川 大輔	常務執行役員	エレクトロメカニクス事業本部長 兼 Eソリューション事業部長
田中 毅則	常務執行役員	ビジネスセキュリティ事業本部長 兼 ビジネスソリューション事業部長
高山 博喜	執行役員	事業開発室長
井藤 政樹	執行役員	ビジネスセキュリティ事業本部 BSCマーケティング戦略推進部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬		支給人数
			業績連動賞与	業績連動株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	88,344千円 (13,200千円)	70,710千円 (12,300千円)	11,900千円 (900千円)	5,734千円 (-千円)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	6,900千円 (2,700千円)	6,900千円 (2,700千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	3名 (2名)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	24,700千円 (9,800千円)	20,700千円 (9,000千円)	4,000千円 (800千円)	-千円 (-千円)	3名 (2名)
合計	119,944千円	98,310千円	15,900千円	5,734千円	10名

- (注) 1.当社は、2025年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。「監査役」の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、「監査等委員である取締役」の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。「取締役」の報酬等の額には、2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名の報酬等の額、及び監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である取締役に就任した取締役1名の移行前の期間における報酬等の額を含んでおります。
- 2.当社では、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を導入しており、一定期間が経過した後、当社普通株式及び金銭等を給付します。業績連動型株式報酬の総額は、当事業年度に計上した費用及び付与ポイントに対する引当金の額の合計であり、実際の支給総額とは異なります。
- 3.業績連動賞与の総額は、当事業年度に計上した引当金の額であり、実際の支給総額とは異なります。
- 4.記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 役員報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定した、役員報酬規程で定めております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年6月26日開催の第74回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額を年額2億円以内（株式報酬を除く。）、監査等委員である取締役の報酬の額を年額60百万円以内（株式報酬を除く。）としております。当該報酬に係る役員の数、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名であります。

なお、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会及び2025年6月26日開催の第74回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入及び継続する旨を決議し、2021年8月24日付で本株式報酬制度のために信託を設定しており、対象期間は2022年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度及びその後の原則として3事業年度毎の期間、拠出金額の上限は各対象期間にかかる事業年度の数に20百万円を乗じた額、信託を通じて給付される当社株式等の数の上限は各対象期間にかかる事業年度の数に47,000ポイント（1ポイント1株換算）を乗じた数としております。本株式報酬制度に係る役員の数、取締役2名であります。

役員報酬規程の内容は、固定報酬については業績を勘案した基準額を定めており、又業績連動報酬についても業績を勘案した基準額を定めております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会で、又各監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議で決定しております。また、取締役会で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定を行うにあたり、決定方針との整合性や公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議・答申を経た上で決定しております。

当社の役員報酬等の構成は下記の通りであります。

a. 固定報酬

当社は、固定報酬として月額報酬を付与しております。固定報酬に係る指標は、営業利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、営業利益の前年対比伸率及び戦略の実行度合を勘案し、別に定める額を基準としております。なお、月額報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。

b. 業績連動賞与

当社は、業績連動報酬として役員賞与を付与しております。

業績連動報酬に係る指標は、営業利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、営業利益の前年対比伸率を勘案し、別に定める額を基準としております。当該指標を選択した理由は、本業の状況を表し、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当連結会計年度営業利益

目標22億円に対し、実績は20億98百万円となりました。

c. 業績連動株式報酬

当社は、業績連動報酬として本株式報酬制度に基づく株式報酬を付与しております。

本株式報酬制度に基づく株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象として、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、中期経営計画の最終年度における営業利益と当期利益、ROEの連結対外公表計画達成率、従業員エンゲージメント等を指標として勘案し、別に定めるポイント数を基準として算出した中期経営計画期間の累計ポイントに対応する当社株式等を付与するものであります。当該指標を選択した理由は、本業及び経営の基盤である人的資本の状況を表し、経営上の中期目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当連結会計年度営業利益目標22億円、ROE目標8.9%、社員意識調査スコア4点（5点満点）に対し、実績は20億98百万円、8.2%、3.84点となりました。

上記役員報酬等の割合については、固定報酬と業績連動報酬は7：3（目標100%達成時）を目安としております。なお、本株式報酬制度に基づく株式報酬の割合は、15%を目安といたします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、役員報酬規程に定められた基準及び支給条件に従って、形式的・客観的に算定された内容であることから、取締役会は上記方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
申間 和彦	社外取締役	企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
絹川 幸恵	社外取締役	企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。2025年6月26日就任後開催の取締役会11回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
千葉 彰	社外監査役 社外取締役 監査等委員	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業の会計監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査及び監督を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会5回及び監査等委員会14回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
木崎 孝	社外監査役 社外取締役 監査等委員	弁護士としての法務に関する相当程度の知見を有しており、民事法務分野における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査及び監督を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会5回及び監査等委員会14回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

49,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49,800千円

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司、Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.、Guardfire Limited、Guardfire Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にC S R推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の

確認を定期的に行う。

- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査等委員会に報告する。
- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ① 「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の重要事項については、当社への報告または承認手続きを行う。また、子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
 - ② 「危機管理規程」にもとづき、当社社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
 - ③ 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
 - ④ 「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**
 - ① 監査等委員会の職務を補助するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した補助者を置くことができる。
 - ② 監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に従って職務を行ない、その人事・異動・評価は、監査等委員会と事前に協議する。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
 - ① 常勤の監査等委員は、取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
 - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告する。
 - ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査等委員は、いつでも、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。なお、報告者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
 - ④ 監査等委員は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
- ② 会計監査人と監査等委員は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。
- ③ 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、取締役会で決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に沿って各種社内規程を整備し研修・勉強会等を通じてその周知・徹底を図るとともに、各種委員会を開催し当該体制の整備・運用を進めております。また各種委員会の実施状況を定期的に取り締役に報告しております。

グループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき重要事項の報告または承認手続を行うとともに定期的に事業計画の進捗状況を確認する会議を開催しております。

また、当社グループのリスクを一元的に管理し対処するため、危機管理委員会及びコンプライアンス委員会を四半期に各1回ずつ開催するとともに、年1回、「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」に関して、グループ全社・当社全部門を対象とした遵守確認を行っております。

なお、環境・品質管理・情報セキュリティに関しては、当社が第三者認証を取得しているISOの枠組を適切に運用しております。

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、「内部統制システム構築の基本方針」を始めとする諸規程を改定するとともに、各機関の位置付け及び相互関係を改めて見直し、会社法の趣旨に沿ったガバナンス体制の構築及び運用を意識的に行ってまいりました。引き続き、監査等委員会設置会社として、実効的な経営管理体制の構築及び運用に努めてまいります。

内部監査室は、引続き当社ならびに国内外のグループ会社について、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門及び経営層、監査等委員会にフィードバック報告しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」を導入して以降、当社第57回から2年毎の定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、上記対応策の有効期間が本総会終結の時までとなっていることから、本総会第3号議案において、その継続の可否を株主の皆様にお諮りしております。詳細は末尾の株主総会参考書類66ページ以下をご参照ください。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,954,755	流 動 負 債	7,223,122
現金及び預金	7,349,804	買掛金	3,151,883
受取手形	40,069	電子記録債務	199,611
売掛金	6,840,555	短期借入金	799,400
契約資産	672,064	リース債務	10,908
電子記録債権	501,908	未払金	340,636
商品及び製品	3,593,579	未払法人税等	433,521
原材料	124,651	契約負債	1,698,940
前払費用	1,669,469	賞与引当金	388,063
その他	237,122	役員賞与引当金	16,956
貸倒引当金	△74,469	株主優待引当金	8,260
固 定 資 産	4,743,359	その他	174,942
有形固定資産	362,118	固 定 負 債	880,481
建物及び構築物	150,011	リース債務	18,180
その他	212,106	繰延税金負債	307,151
無形固定資産	103,949	役員株式給付引当金	1,290
ソフトウェア	96,924	退職給付に係る負債	524,765
その他	7,025	その他	29,093
投資その他の資産	4,277,291	負 債 合 計	8,103,604
投資有価証券	3,829,517	(純資産の部)	
繰延税金資産	41,544	株 主 資 本	15,294,188
敷金及び保証金	293,163	資本金	1,209,218
その他	113,075	資本剰余金	1,189,641
貸倒引当金	△9	利益剰余金	13,708,928
資 産 合 計	25,698,115	自 己 株 式	△813,599
		その他の包括利益累計額	2,300,322
		その他有価証券評価差額金	1,365,797
		為替換算調整勘定	839,952
		退職給付に係る調整累計額	94,571
		純 資 産 合 計	17,594,510
		負債及び純資産合計	25,698,115

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		29,510,806
売上原価		22,127,228
売上総利益		7,383,578
販売費及び一般管理費		5,285,112
営業利益		2,098,466
営業外収益		
受取利息	44,192	
受取配当金	81,289	
為替差益	116,323	
受取保険金	2,152	
投資事業組合運用益	67,385	
その他営業外収益	13,906	325,249
営業外費用		
支払利息	8,795	
支払手数料	1,849	
その他営業外費用	4,314	14,960
経常利益		2,408,754
特別利益		
投資有価証券売却益	62,100	62,100
特別損失		
投資有価証券評価損	337,356	337,356
税金等調整前当期純利益		2,133,498
法人税、住民税及び事業税	760,982	
法人税等調整額	△42,959	718,022
当期純利益		1,415,475
親会社株主に帰属する当期純利益		1,415,475

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,209,218	1,189,649	13,893,488	△861,315	15,431,040
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,600,035		△1,600,035
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,415,475		1,415,475
自己株式の取得				△162	△162
自己株式の処分				47,878	47,878
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△8			△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△8	△184,559	47,716	△136,851
当 期 末 残 高	1,209,218	1,189,641	13,708,928	△813,599	15,294,188

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	722,486	615,133	65,898	1,403,518	0	16,834,559
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				—		△1,600,035
親会社株主に帰属する 当期純利益				—		1,415,475
自己株式の取得				—		△162
自己株式の処分				—		47,878
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動				—		△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	643,310	224,819	28,673	896,803	△0	896,803
当期変動額合計	643,310	224,819	28,673	896,803	△0	759,951
当 期 末 残 高	1,365,797	839,952	94,571	2,300,322	—	17,594,510

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …9社
連結子会社の名称 …マイティキューブ株式会社
TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED
提凱貿易(上海)有限公司
Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.
Guardfire Limited
Guardfire Singapore Pte.Ltd.
TK Thai Holdings Co.,Ltd.
TK Fire Fighting Co.,Ltd.
Takachiho America,Inc.

- ② 非連結子会社の数 …1社
非連結子会社の名称 …TKTEC株式会社
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 …一社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数…1社
持分法を適用していない非連結子会社の名称…TKTEC株式会社
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司及びTakachiho America,Inc.の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原等以外のもの 価は、総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式…総平均法による原価法を採用しております。

等

(ロ) 棚卸資産 …主として個別法による原価法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(ハ) デリバティブ …時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …当社及び連結子会社の有形固定資産は定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

(ロ) 無形固定資産 …定額法を採用しております。償却年数については、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、販売目的ソフトウェアについては見積有効年数（3年）によっております。

(ハ) リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

i. 一般債権…貸倒実績率等を採用しております。

ii. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等…個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金 …役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- (二) 役員株式給付引当金 …役員株式支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ホ) 株主優待引当金 …株主優待制度による将来の費用発生に備えるため、当連結会計年度末における将来の発生見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 商品の販売

…国内の顧客への商品販売においては、顧客により商品又は設置工事が検収された時点において、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものとして、収益を認識しております。ただし、設置工事を伴わない商品販売のうち、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

…三国間取引を含む輸出の商品販売においては、インコタームズで定められた貿易条件等に基づき、商品のリスクが顧客に移転した時点において、収益を認識しております。

(ロ) ライセンス及び保守等

…利用期間の定めのあるソフトウェアライセンスの販売や、販売した商品の保守等の、顧客が享受する役務の提供等が一定期間にわたる収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(ハ) 長期請負工事に係る商品販売及び設計

…東南アジア地域において、長期請負工事に係る高度防火システムの設計・販売等を行っております。これらは、工事の進捗に伴い一定の期間にわたり履行義務が充足されたものとし、その進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合で見積ることによって、一定の期間にわたって収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法 …原則として、繰延ヘッジ処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約に関しては、振当処理を採用しておりません。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

i .ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）

ii .ヘッジ対象…為替変動リスクを有する資産・負債

(ハ) ヘッジ方針 …現在または将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行いません。また、ヘッジ取引開始時において、ヘッジ対象のリスクに対応したヘッジ手段であることを確認した上で、社内規程に即してヘッジ取引を実施しております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ対象の為替相場の変動がヘッジ手段によって高い水準で相殺されていることを定期的に確認した上で、ヘッジ会計を適用しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

…従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に掛かる負債及び退職給付費用を計上しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

(ロ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

…外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品… 3,593,579千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社及び連結子会社は、期末における商品の正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該差額を評価損として認識しております。また、一定の保有期間を超えた商品について、営業循環過程から外れたものとして、定期的に帳簿価額を切り下げております。当該保有期間については、商品の性質に応じたグループ毎に、過去の販売実績等を基に将来の販売予測を見積ることにより決定しております。

なお、市場の状況や商品の需要が当初の想定を下回り、販売予測の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の損益の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額… 1,102,334千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,343,600株

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,745,532株	74株	81,540株	1,664,066株

(注) 1. 自己株式の普通株式数の増加74株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少81,540株は株式給付信託 (BBT) による市場売却30,500株及び役員への給付51,000株、単元未満株式の売却40株によるものです。なお、自己株式数に含まれる株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数は、期首115,800株、期末34,300株であります。

(注) 2. 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	954,407	102円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月5日 取締役会	普通株式	645,628	34円50銭	2025年9月30日	2025年12月5日

(注) 1. 上記の配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金 (2025年6月26日定時株主総会決議分5,905千円、2025年11月5日取締役会決議分1,183千円) が含まれております。

(注) 2. 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2025年6月26日定時株主総会決議による「1株当たり配当額」は、株式分割前の金額を記載しており、2025年11月5日取締役会決議による「1株当たり配当額」は、株式分割後の金額を記載しております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	776,624	41円50銭	2026年3月31日	2026年6月24日

(注) 2026年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金1,423千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金及び金融機関からの借入等により賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	2,449,076	2,449,076	—

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 2. 「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 3. 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。
- (注) 4. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	148,672
投資事業組合出資金	1,231,768
合計	1,380,440

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	2,449,076	—	—	2,449,076

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

セグメント区分 / 商品類		金額 (千円)	構成比 (%)
ビジネスセキュリティ	リテールソリューション	4,251,343	14.4
	ビジネスソリューション	5,455,124	18.5
	グローバル	3,627,747	12.3
	保守サービス	1,818,110	6.2
計		15,152,326	51.3
エレクトロメカニクス	エレクトロニクス	9,127,147	30.9
	メカニクス	5,231,332	17.7
計		14,358,480	48.7
顧客との契約から生じる収益		29,510,806	100.0
その他の収益		-	-
外部顧客への売上高		29,510,806	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

「連結貸借対照表」に記載のとおりであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は11,607,335千円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	941円91銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	75円88銭

(注) 1. 「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末34,300株)

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度58,612株)

(注) 2. 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

9. その他の注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って取締役が付与するポイントに基づき、信託を通じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付するという、業績連動型の株式報酬制度であります。

取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、中期経営計画(2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの予定)の終了後であります。また、退任取締役に関しては、原則として退任後、所定の時期であります。

2. 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度20,116千円及び34,300株であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,146,833	流 動 負 債	6,306,712
現金及び預金	3,762,279	買掛金	2,591,518
受取手形	40,069	電子記録債権	199,611
売掛金	5,932,373	短期借入金	799,400
電子記録債権	501,908	リース債権	10,908
商品	2,749,304	未払金	309,172
前払費用	1,637,155	未払法人税等	429,500
関係会社短期貸付金	351,736	契約負債	1,571,570
その他流動資産	172,093	賞与引当金	286,241
貸倒引当金	△87	役員賞与引当金	16,956
固 定 資 産	9,139,406	株主優待引当金	8,260
有 形 固 定 資 産	340,899	その他流動負債	83,572
建物	146,478	固 定 負 債	663,919
工具、器具及び備品	164,250	リース債務	18,180
リース資産	28,180	繰延税金負債	208,446
その他	1,989	役員株式給付引当金	1,290
無 形 固 定 資 産	82,301	退職給付引当金	410,345
ソフトウェア	75,292	預り保証金	25,655
ソフトウェア仮勘定	6,846	負 債 合 計	6,970,631
その他	162	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	8,716,204	株 主 資 本	15,949,811
投資有価証券	3,797,517	資本金	1,209,218
関係会社株式	4,570,707	資本剰余金	1,191,808
関係会社長期貸付金	95,928	資本準備金	1,171,672
敷金・保証金	281,812	その他資本剰余金	20,136
会員権	11,075	利 益 剰 余 金	14,362,384
長期未収入金	3,984	利益準備金	198,875
その他投資	42,873	その他利益剰余金	14,163,509
貸倒引当金	△87,693	別途積立金	9,395,000
資 産 合 計	24,286,240	繰越利益剰余金	4,768,509
		自 己 株 式	△813,599
		評価・換算差額等	1,365,797
		その他有価証券評価差額金	1,365,797
		純 資 産 合 計	17,315,608
		負債及び純資産合計	24,286,240

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		24,153,760
売上原価		18,379,103
売上総利益		5,774,657
販売費及び一般管理費		3,879,700
営業利益		1,894,956
営業外収益		
受取利息	35,055	
受取配当金	315,599	
為替差益	112,090	
受取保険金	2,152	
投資事業組合運用益	67,385	
貸倒引当金戻入額	15,180	
その他営業外収益	11,520	558,984
営業外費用		
支払利息	8,707	
その他営業外費用	3,461	12,168
経常利益		2,441,771
特別利益		
投資有価証券売却益	62,100	62,100
特別損失		
投資有価証券評価損	337,356	337,356
税引前当期純利益		2,166,515
法人税、住民税及び事業税	698,433	
法人税等調整額	△10,383	688,050
当期純利益		1,478,465

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,209,218	1,171,672	20,136	198,875	9,395,000	4,890,079
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△1,600,035
当 期 純 利 益						1,478,465
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△121,569
当 期 末 残 高	1,209,218	1,171,672	20,136	198,875	9,395,000	4,768,509

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△861,315	16,023,664	722,486	16,746,151
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△1,600,035		△1,600,035
当 期 純 利 益		1,478,465		1,478,465
自己株式の取得	△162	△162		△162
自己株式の処分	47,878	47,878		47,878
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	643,310	643,310
当期変動額合計	47,716	△73,853	643,310	569,457
当 期 末 残 高	△813,599	15,949,811	1,365,797	17,315,608

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び …総平均法による原価法を採用しております。
関連会社株式

(ロ) その他有価証券

市場価格のない …時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により
株式等以外のも 処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

の

市場価格のない …総平均法による原価法を採用しております。
株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

…主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

③ デリバティブ

…時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産 …定額法を採用しております。償却年数については、自社利用のソフト ウェアについては社内における利用可能期間(5年)、販売目的ソフト ウェアについては見積有効年数(3年)によっております。

③ リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
i.一般債権…貸倒実績率等を採用しております。
ii.貸倒懸念債権及び破産更生債権等…個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金…役員の株式支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 …株主優待制度による将来の費用発生に備えるため、当事業年度末における将来の発生見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 …従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 商品の販売 …国内の顧客への商品販売においては、顧客により商品又は設置工事が検収された時点において、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものとして、収益を認識しております。ただし、設置工事を伴わない商品販売のうち、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。
三国間取引を含む輸出の商品販売においては、インコタームズで定め

られた貿易条件等に基づき、商品のリスクが顧客に移転した時点において、収益を認識しております。

② ライセンス及び保守等

…利用期間の定めのあるソフトウェアライセンスの販売や、販売した商品の保守等の、顧客が享受する役務の提供等が一定期間にわたる収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理
…退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法…原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

i.ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）

ii.ヘッジ対象…為替変動リスクを有する資産・負債

(ハ) ヘッジ方針 …現在または将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行いません。また、ヘッジ取引開始時において、ヘッジ対象のリスクに対応したヘッジ手段であることを確認した上で、社内規程に即してヘッジ取引を実施しております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ対象の為替相場の変動がヘッジ手段によって高い水準で相殺されていることを定期的に確認した上で、ヘッジ会計を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 … 2,749,304千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記」と同様であるため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 … 834,310千円

(2) 保証債務

顧客への債務不履行に対する連帯保証

Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. … 80,384千円

Guardfire Limited … 74,363千円

Guardfire Singapore Pte.Ltd. … 161,604千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務…短期金銭債権 1,206,469千円

長期金銭債権 99,912千円

短期金銭債務 125,150千円

長期金銭債務 10,155千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 … 売上高 3,524,625千円

仕入高 766,758千円

販売費及び一般管理費 22,568千円

営業取引以外の取引高 251,335千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	20,343,600株	－株	－株	20,343,600株

(注) 2025年6月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,745,532株	74株	81,540株	1,664,066株

(注) 1. 自己株式の普通株式数の増加74株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少81,540株は、株式給付信託（BBT）による市場売却30,500株及び役員への給付51,000株、単元未満株式の売却40株によるものです。なお、自己株式数に含まれる株式給付信託（BBT）が保有する当社株式数は、期首115,800株、期末34,300株であります。

(注) 2. 2025年6月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	437,416千円
有価証券評価損	130,740千円
退職給付引当金	128,004千円
賞与引当金	90,166千円
子会社株式追加取得費用	63,039千円
商品評価損	50,018千円
貸倒引当金	27,651千円
その他	81,048千円
繰延税金資産小計	1,008,084千円
評価性引当額	△622,068千円
繰延税金資産合計	386,015千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	594,462千円
繰延税金負債合計	594,462千円
繰延税金資産の純額	△208,446千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TAKACHIHO KOHEKI(H.K.) LIMITED	所有 直接100.00%	役員の兼任、 電子部品及び 機構部品の販 売及び購入	電子部品及び 機構部品の販 売(注)	2,719,177	売掛金	376,103
子会社	Takachiho America,Inc.	所有 直接100.00%	役員の兼任、 機構部品の販 売及び、資金 融資	機構部品の販 売(注)	255,545	売掛金	270,897
子会社	Guardfire Singapore Pte. Ltd.	所有 直接100.00%	役員の兼任、 資金融資	運転資金の貸 付	319,760	関係会社 短期貸付金	319,760

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	926円98銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	79円25銭

(注)1. 「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末34,300株)
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度58,612株)

(注)2. 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

11. その他の注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結注記表の「9. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 清 彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 清 彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

高千穂交易株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 辰 己 一 道 ㊟
監査等委員 千 葉 彰 ㊟
監査等委員 木 崎 孝 ㊟

(注1) 監査等委員千葉彰及び木崎孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、2025年6月26日開催の第74回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題と位置づけており、2023年3月期より、「資本収益性を意識した経営」を目指し、自己資本を積み増さない積極的な株主還元を企図するものとして、2026年3月期まで、連結配当性向100%を継続することといたしました。なお、配当の下限額については、年間24円を継続しております。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の金額から、年間配当については、1株につき76円とし、既に中間配当として1株につき34.5円をお支払いしておりますので、期末配当については、以下のとおり、1株につき41.5円といたしたく存じます。

株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金41.5円

配当総額 776,624,111円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。


第2号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件


取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して、監査等委員会は、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	 いで たかのぶ 井出 尊信 (1969年3月8日生)	1994年4月 当社入社 2013年4月 当社システム事業本部ビジネスソリューション事業部長 2015年4月 当社執行役員システム事業本部ビジネスソリューション事業部長 2018年4月 当社常務執行役員営業統括 2018年6月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員（現任） 2024年4月 一般財団法人（現 公益財団法人）高千穂交易奨学財団理事長（現任）	97,000株
<取締役候補者とした理由> 2018年6月に当社代表取締役社長に就任。当社における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループの経営全般をリードしていることから、引き続き取締役候補者といたしております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	 <p>うえまつ まさずみ 植松 昌澄 (1960年6月30日生)</p>	<p>1983年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2000年9月 株式会社みずほホールディングス国際地域 総括部参事役 2003年1月 株式会社みずほコーポレート銀行大阪営業 第二部次長 2005年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主 計部参事役・次長 2009年4月 みずほ信託銀行株式会社主計部長 2012年5月 当社入社 2013年4月 当社経営システム本部長 2014年4月 当社執行役員経営システム本部長 2014年6月 当社取締役 兼 執行役員経営システム本部長 2016年4月 当社取締役 兼 執行役員管理本部長 2020年6月 当社取締役 兼 執行役員管理・業務担当 兼 東南アジアグループ会社担当 2025年4月 当社取締役 兼 常務執行役員（現任）</p>	39,700株
<p><取締役候補者とした理由> 2014年6月に当社取締役に就任。財務・会計分野及び国内外のガバナンス全般における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループの経営管理を担っていることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	 <p>くしま かずひこ 申間 和彦 (1957年2月22日生)</p>	<p>1980年5月 日本電信電話公社（現・NTT株式会社）横須賀電気通信研究所 入社 2003年7月 株式会社NTTドコモ マルチメディア研究所 主席研究員 2005年7月 同社 ネットワーク開発部長 2008年7月 同社 ソリューションビジネス部長 2009年7月 NTT 情報流通基盤総合研究所サービスインテグレーション基盤研究所長 2011年7月 NTT サイバーコミュニケーション総合研究所長 2012年7月 NTT サービスイノベーション総合研究所長 2014年7月 NTTソフトウェア株式会社 取締役 メディア事業部長 2015年6月 同社 常務取締役 2016年6月 同社 代表取締役常務取締役 2017年4月 NTTテクノクロス株式会社 代表取締役社長 2021年6月 同社 相談役 2022年6月 当社社外取締役（現任） 2022年10月 株式会社アルチザネットワークス社外監査役（現任）</p>	1,000株
<p><社外取締役候補者とした理由> 2022年6月に当社社外取締役に就任。情報通信分野における研究開発並びに企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	 <p>きぬがわ さちえ 絹川 幸恵 (1964年11月26日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2004年8月 みずほ証券株式会社市場営業第4部長 2008年6月 同社 人事部ダイバーシティ推進室長 2010年4月 同社 ウェルスマネジメント部長 2013年4月 同社 成城支店長 2015年4月 同社 名古屋駅前支店長 2017年4月 同社 執行役員名古屋支店長 2019年4月 同社 執行役員リテール・事業法人部門営業担当 2021年4月 みずほビジネスパートナー株式会社代表取締役社長 2023年6月 株式会社名古屋銀行社外取締役（現任） 2025年4月 みずほビジネスパートナー株式会社顧問 2025年6月 リケンテクノス株式会社 社外取締役 監査等委員（現任） 2025年6月 日産化学株式会社 社外監査役（現任） 2025年6月 当社社外取締役（現任）</p>	100株
<p><社外取締役候補者とした理由> 2025年6月に当社社外取締役に就任。金融・人事分野における豊富な知見並びに企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 串間和彦、絹川幸恵の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 串間和彦、絹川幸恵の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 串間和彦氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 絹川幸恵氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、串間和彦、絹川幸恵の両氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、取締役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
8. 当社は、取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することを内容としております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考) 取締役（候補者を含む）のスキル・マトリックス

候補者 番号	氏名	専門性・経験								
		企業 経営	財務 会計	グロー バル	法務・コ ンプライ アンス	IT技 術/テク ノロジー	リスク 管理	営業/マ ーケティ ング	ESG/サス テナビリテ ィ/SDGs	人事/労 務/人材開 発
1	井出尊信	○		○		○		○		○
2	植松昌澄	○	○	○	○		○			
3	申間和彦	○	○			○	○	○		
4	絹川幸恵	○	○				○		○	○
5	辰己一道	○		○		○		○	○	
6	千葉彰		○		○		○			
7	木崎孝				○		○			○

※各人の有するスキル等のうち主なもの最大5つに○を付けております。なお、上記一覧表は、取締役候補者の有する全ての専門性・経験・知見等を表すものではありません。

※辰己一道、千葉彰及び木崎孝の各氏は、監査等委員である取締役であります。

第3号議案：当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（文末注1）の議決権割合（文末注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入して以降、当社第57回から2年毎の定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、本プランの有効期間は、2026年6月23日開催の当社第75回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、情勢の変化等も踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて更なる検討を進めてまいりました。その結果、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためには、本プランが依然として必要であると判断したため、2026年5月15日開催の当社取締役会において、2028年6月開催予定の当社定時株主総会終結時まで、本プランを継続することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続にあたり、一部文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームについての変更はございません。

1. 当社における企業価値ひいては株主共同の利益向上に関する取組み

(1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から74年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

(2) 当社が独立系商社であり続ける理由

当社は、事業系列や他の資本系列に属さない独立系技術商社のメリットを企業活力とし、成長の原動力としてまいりました。当社が海外の有力メーカーと国内の有力顧客を結ぶことは、商社として当然の役割といえますが、独立が故に系列の制約から離れ、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達な先端商材・サービスの探求・調達ができ、ダイナミッ

クな事業活動を行ってまいりました。これらの独立系技術商社としての諸活動は、市場及び仕入先、顧客から広く信頼・支持され、今日の当社が誇る事業資源(取引先、人、もの、情報、技術など)を形成しており、将来に向けた成長の力があります。

(3) 当社の事業開拓及びサプライヤー

当社は事業開拓を得意とします。これは、当社の各事業のいずれも、先端商材・技術をいち早く日本の市場に紹介・提供してまいりましたが、先端でいち早い故に、先駆者として常に、販売体制から顧客支援体制、そして技術保守体制を自ら構築してまいりました。創業時の会計機や電子計算機をはじめとして、今日の事業である商品監視システムやネットワークシステム及びメーリングシステム、そしてデバイス事業など、多くの分野に亘り、特徴ある経営手法を築いてまいりました。

当社事業力の源泉は、独立系企業として、優れた人材と事業ノウハウを駆使して迅速かつ開達し先端技術商材を開拓できることと、その活動を支える社風にあります。それ故に、今日までの厳しい事業環境を経て、当社が蓄積してまいりました各事業分野に熟練した人材や情報・技術ノウハウなどを使い、今後とも長期に亘り、海外の先端商材をいち早く市場に提供し続け、お客様の事業競争に貢献できるものと考えております。

加えて、当社は、調達先である海外の有力サプライヤーと日本市場を繋ぐ役割を十分果たすとともに、技術商社である当社が長きに亘り築いてまいりました独自の技術サポート体制は、お客様が信頼して先端商品・技術を導入していただける重要な評価要素であります。それ故に、有力サプライヤーは、前述いたしました当社独自の事業体制の活用やパートナー関係の継続を期待し、当社以外への契約継承や競業サプライヤー製品の取扱いの無い、強い取引関係を長年継続し、現在のパートナー関係を築いております。

この評価と信頼関係に裏打ちされた当社、そしてお客様、サプライヤーを結ぶ共栄関係は、当社が業界で優位性ある事業活動を維持拡大できた要因であるとともに、将来に向けた持続的な貢献も要請されております。これからも、より発展的な関係を構築することが、当社の企業価値向上に大きく貢献するものと考えております。

(4) 中期的な企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社グループは、上述した事業体制を維持強化することが、独立系商社として当社が有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えます。

当社グループは、「安全・安心・快適」のコンセプトのもと、技術商社として豊富な実績と経験を活かした専門性の高いソリューションの提供とアジアを中心としたグローバル事業の推進により、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、また、資本収益性および株主価値を重視した経営を加速することで、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識

し、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の設置等により強化されたコーポレートガバナンス体制の下、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

2. 本プランの基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動・経済の活性化を否定するものではありません。当社は上場会社として、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社に対し、大規模買付行為又はこれに関する提案がなされた場合には、当社株主の皆様は、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為又は提案の企業価値ひいては株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しています。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うことなどの当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、②あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

なお、大規模買付行為の企業価値ひいては株主共同の利益への影響、ならびに本プランに基づく対抗措置の発動について、当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した社外取締役、社外有識者等で構成する独立委員会を設置しております。「独立委員会規則の概要」は別紙1をご参照ください。本プラン継続時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。

3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。大規模買付ルールの流れは以下のとおりです。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者は、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。)

② 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)

③ 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。))及びその算定根拠等を含みます。))及び買付資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))

④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

⑥ 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」(当社所定書式により日本語を正本とします。)をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただくとともに、大規模買付ルールに従っていただく旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。しかしながら、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了し

た後、

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間
- ② 上記以外の大規模買付行為の場合には90日間

を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」(いずれも初日不算入))といえます。)として与えられるべきものと考えます。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長が必要なときは、最大30日間の延長ができるものとし、その場合、延長期間及び当該延長期間が必要な具体的な理由を大規模買付者等に通知するとともに、株主の皆様へ開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されることとなります。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、後記する新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択決定します。

具体的対抗措置として「新株予約権無償割当て」を行う場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。

他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者

に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置はとらないこととします。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、①大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合、②企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合であると、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、4.(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合に該当するものと考えます。

① 次の(イ)から(ニ)までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(イ)株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

(ロ)会社を一時的に支配して、会社の重要な事業や資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ)会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ)会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

③ 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・従業員・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

④ 買付の条件(対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実現可能性、買付け後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等

を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(3) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者に対して対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者など有識者を対象として選任するものとします。なお、本プラン継続時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。

独立委員会は、当社取締役会から独立した組織とし、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど)から助言を受けたり、当社経営陣や従業員等から必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

(4) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしたしますが、独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合や対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に鑑みて疑問があると判断する場合など、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主総会における決議(普通決議)をもって株主の皆様の意思を確認するために、実務的に可能な範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。

この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとしたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、速やかに当該事実及びその理由を開示いたします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずる決定をした後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、大規模買付

者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 当社株主の皆様等に与える影響等

(1) 本プランの継続時に株主の皆様等に与える影響

本プラン継続時点においては、株主の皆様等の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。例えば、対抗措置等として想定する新株予約権無償割当て自体は行われません。

(2) 本プランによる対抗措置の発動により株主の皆様等に与える影響

本プランによる対抗措置の発動によって、当社株主の皆様等(大規模買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

例えば、当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを決議した場合には適時適切な開示を行います。この場合における新株予約権の無償割当て対象者及び新株予約権の行使に必要な手続きは以下のとおりです。

なお、当社は、新株予約権無償割当ての基準日や新株予約権無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

①新株予約権無償割当ての対象者

当社取締役会が対抗措置を発動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

②新株予約権の行使の手続き

新株予約権者が新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に申込みをしていただくとともに、一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続

きの詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。ただし、大規模買付者及びその共同保有者ならびにそれらの特別関係者等は行使できません。

6. 本プランの有効期限及び廃止等

(1) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2028年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、その時点において本プランを継続することが適当と決定した場合には、その旨を速やかにお知らせし、当該定時株主総会において、株主の皆様へ継続の可否をお諮りすることとしております。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランを随時見直していく所存です。

(2) 本プランの廃止等

本プランはその有効期間中であっても、当社の株主総会又は取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によって、これを廃止させることができます。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正若しくは廃止する場合があります。

7. 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。さらに、本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」に準拠した内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、前述2.「本プランの基本的な考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社

取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、前述6.(1)「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、当社株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、前述6.(2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する3名以上の委員により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールが透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前述3.「大規模買付ルールの設定」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前述6.(2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1：特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<別紙1>

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会の設置及び委員等

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者などの有識者、いずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- (3) 独立委員会委員の任期は、2028年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとする。なお、当該独立委員会委員がなお選任要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。

2. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合等、いつでも独立委員会を招集することができる。互選で議長を決める。
- (2) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除く独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

3. 独立委員会の審議及び決定事項

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- (2) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (4) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討
 - ⑤ 本プランの修正又は変更に係る事項
 - ⑥ その他本プランにおいて、独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

4. 追加情報等の提供要請

- (1) 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。
- (2) 独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

5. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、必要な事項に関する説明を求めることができる。

6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど）の助言を得ること等ができる。

以上

<別紙2>

独立委員会委員候補の略歴

串間和彦（くしまかずひこ）1957年2月22日生
1980年5月 日本電信電話公社（現・NTT株式会社）横須賀電気通信研究所 入社
2003年7月 株式会社NTTドコモ マルチメディア研究所 主席研究員
2005年7月 同社 ネットワーク開発部長
2008年7月 同社 ソリューションビジネス部長
2009年7月 NTT 情報流通基盤総合研究所サービスインテグレーション基盤研究所長
2011年7月 NTT サイバーコミュニケーション総合研究所長
2012年7月 NTT サービスイノベーション総合研究所長
2014年7月 NTTソフトウェア株式会社 取締役 メディア事業部長
2015年6月 同社 常務取締役
2016年6月 同社 代表取締役常務取締役
2017年4月 NTTテクノクロス株式会社 代表取締役社長
2021年6月 同社 相談役
2022年6月 当社社外取締役（現任）
2022年10月 株式会社アルチザネットワークス社外監査役（現任）
（串間和彦氏は、本総会第2号議案における社外取締役候補者であります。）

千葉彰（ちばあきら）1953年9月11日生
1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1989年3月 公認会計士登録
2000年8月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）社員
2007年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2015年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職
2015年7月 千葉公認会計士事務所代表（現任）
2017年4月 電力広域的運営推進機関監事（現任）
2019年6月 当社社外監査役
2025年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

木崎孝（きさきたかし）1964年5月29日生
1991年4月 弁護士登録（兼子・岩松法律事務所入所）
2004年4月 東京女子医科大学非常勤講師
2007年9月 東京三弁護士会医療ADR仲裁人（現任）
2012年7月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員（現任）
2013年4月 司法研修所教官（民事弁護）
2015年4月 最高裁判所司法修習委員会幹事
2016年11月 司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法担当）
2019年6月 当社社外監査役
2025年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

以上

<別紙3>

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとしします。

3. 割当てる新株予約権の総数及びその効力発生日

(1) 新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。

(2) 新株予約権の割当ての効力発生日は、当社取締役会で別途定めます。

4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円以上とします。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

6. 新株予約権の行使条件

①大規模買付者、②その共同保有者、③前記①②の特別関係者等は新株予約権を行使することができません。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた日を初日とし、1カ月間以上3カ月間以内の範囲で、新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた期間とします。ただし、行使期間最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

8. その他

取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとしします。

以上

第4号議案：定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は中期経営計画2025－2027における成長戦略の1つとしてM&Aを掲げており、今後の多様な事業会社の買収に備えるため、当社の事業目的を追加するものであります。
- (2) 2025年3月21日開催の取締役会決議により、2025年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴う発行済株式総数の増加を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
第1章 総則 第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～9. (省略) (追加) (追加) <u>10. その他前各号に付帯する一切の業務</u>	第1章 総則 第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～9. (現行どおり) <u>10. 他の会社の株式または持分の取得、保有および処分</u> <u>11. 子会社および関連会社の経営管理およびこれに付帯する業務</u> <u>12. その他前各号に付帯または関連する一切の業務</u>
第2章 株式 第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,000,000株</u> とする。	第2章 株式 第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000,000株</u> とする。

以上

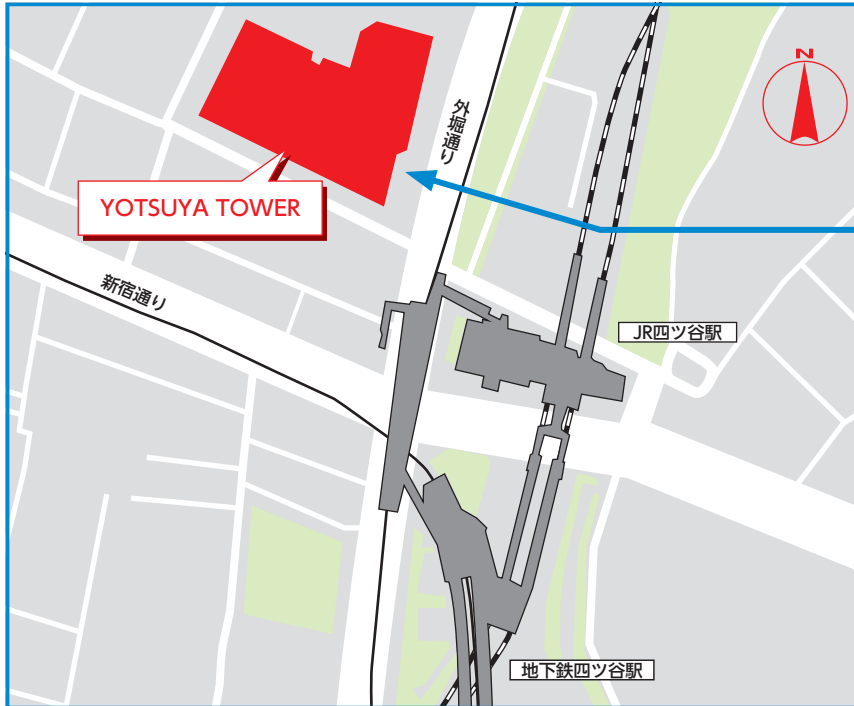
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E
TEL (03) 6416-4402

交通

- ① JR総武線・中央線「四ツ谷」駅（四ツ谷口）から徒歩1分
- ② 東京メトロ南北線「四ツ谷」駅（3番出口）から徒歩1分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線「四ツ谷」駅（1番出口）から徒歩3分



YOTSUYA TOWER



アクセス



スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

